

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン装置の点検において、パー回転式スクリーン（C・D）用バケット及びトラベリングスクリーン（C・D）用バケットの塗装に剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
2	1号機	中央操作室現場監視用TVモニタ画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理	D	
3	1号機	分電盤（現場制御盤保温用ヒーター）の電源回路がトリップしたため、当該回路を点検・修理	D	
4	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット用アキュムレータのシリンダドレン弁（14台）及び同充填水入口弁（3台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
5	1号機	所内蒸気系1～2号機連絡供給配管のドレントラップ用排水配管に排水不良が認められたため、当該配管を点検及び対応検討	C	
6	1号機	主復水器（A）チューブ洩流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計58本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
7	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器洗浄水元弁付近に水のリーク（連続滴下、約500cc、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	新廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンプポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	3号機	3・4号機送電線開閉所碍子洗浄装置用配管の点検において、配管廻り凍結防止用ヒーターの絶縁抵抗値に低下が認められたため、当該ヒーターを点検・修理	D	
10	3号機	主タービン油清浄装置の点検用ハッチ（2箇所）のゴムパッキンに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	不用な接地線（高圧注水系ポンプ室内階段付近）が認められたため、当該接地線を撤去	対象外	
12	3号機	原子炉建屋地階高圧注水系ポンプ室用局所空調機の下部に錆及び基礎に一部塗装の剥離が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
13	3号機	サービス建屋中地階の北側壁面に塗装の一部剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（C）出口ドレン弁（2台）の浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該弁を修理	D	
15	4号機	プロセス計算機の主復水器（C）の真空度に指示値不良が認められたため、当該計算機の真空度指示回路を点検・修理	D	
16	4号機	廃棄物処理系除染廃液受タンク（A）の点検において、タンク（A・B）切替弁のハンドルロック用ピンが破損したため、当該ピンを交換	D	
17	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）廃液サンプリング元弁点検において、弁棒先端部に腐食が認められたため、当該弁棒を交換	D	
18	5号機	原子炉補機冷却水系ポンプエリア用換気空調系局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
19	5号機	タービン建屋換気空調系空気冷却装置（C）に故障を示す警報が発生し、自動停止したため、当該装置を点検・修理	D	
20	5号機	原子炉系制御盤の起動領域中性子束モニタ装置（H）の軽故障を示す表示ランプが点灯したが、同モニタ装置のユニット表示器（H）に軽故障状態の表示が無かったことから、対応検討	C	
21	5号機	原子炉給水ポンプ（B）駆動用タービンの油タンクガス抽出機（2）本体外側に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	6号機	不活性ガス系原子炉格納容器内側ベント弁駆動用窒素ポンベの圧力調整弁出口配管接続部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室換気空調系給気空調機（A）の温度制御装置の空気配管が外れていたため、当該温度制御装置を点検・修理	D	
24	集中環境施設	洗濯廃液系ランドリ大型乾燥機（B）換気空調系排気ダンパ制御電磁弁に異音が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニューレータ出口配管が詰まりぎみのため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで